

# 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 賛同会員募集要項

## 1. 入会資格

本協会定款第4条に定める目的及び事業に賛同する法人または個人。

### 【公益社団法人全国有料老人ホーム協会 定款】

第4条 本協会は、日本全国における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の保護と提供サービスの質の向上を図り、各種高齢者住まい事業を含む事業の健全な発展に努め、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

## 2. 会費

年額 100,000円（4月から翌年3月分）

- (1) 年度途中に入会した会員の当該年度の年会費は、入会が承認された日の属する月の翌月から年度末までの月数分とし、入会が承認された日の属する月の翌月末までに一括してお支払いいただきます。
- (2) 毎年5月末日までに、当該年度（4月から翌年3月）の年会費を一括してお支払いいただきます。
- (3) 期間途中で退会されても年会費の返金はいたしません。

## 3. 申込方法

- (1) 入会しようとする法人または個人は、「入会申込書兼誓約書」に必要事項を記入の上、以下の必要書類を添付して、入会申込みをいただきます。
  - ① 法人事業概要書（所定書式）
  - ② 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し）
  - ③ 会社案内等（データでの送付可）
- (2) 社内での手続きをへて正式に入会となります。
- (3) 正式なご入会后、請求書をお送りいたしますので、会費をお振込みください。
- (4) 本協会会員規程第5条※に規定する、会員不適格事項のいずれかに該当する場合は、当協会は入会をお断りすることができるものとします。  
※「入会申込書兼誓約書」にも掲載しています。

## 4. 賛同会員の権利

- (1) 賛同会員は、総会を傍聴することができます。
- (2) 賛同会員は、本協会が実施するイベントや研修への参加の他、以下の便宜を受けることができます。
  - ①（入会時）「有料老人ホームの基礎知識」の進呈
  - ② 「協会通信」（正会員事業者向け機関誌・年2回）での紹介

- ③本協会ホームページの専用お知らせページへの掲載とメールマガジン（毎月発行）での掲載・更新情報の案内
- ④消費者向け情報誌への広告掲載・資料等の同封（有料）
- ⑤有料老人ホームに関する調査研究報告書の送付
- ⑥本協会ホームページに掲載される賛同会員一覧への掲載
- ⑦本協会ホームページに掲載される情報誌等を含む、会員専用情報の閲覧
- ⑧総会の傍聴・総会会場での資料配布・総会後の懇親会への参加
- ⑨その他、各種イベントへの参加・協力等  
（商品・サービスの紹介パンフレット等の配布又は設置、専門分野の講義の依頼等、イベント毎に検討・ご案内いたします。）

※②③⑨については、内容によってご希望に添えない場合があります。

## 5. 賛同会員の義務

関係諸法令及び本協会定款等を遵守するほか、以下に掲げる事項を遵守ください。

- (1) 本協会が定める年会費の支払い
- (2) 法令違反等による処分等が発生した場合の報告
- (3) 法人名・所在地・連絡先・事業内容・事務連絡担当者等、入会時に届け出た内容に変更があった場合の報告

## 6. 禁止事項

- (1) 会員が提供している商品やサービスを、本協会が推奨していると誤認されるような表示行為
- (2) 本協会に無断での、本協会の賛同会員の名を利用して行う強引な営業行為

## 7. 退会

- (1) 会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。
- (2) 任意退会以外の事由による場合は、本協会定款の第11条～第13条をご確認ください。

## 8. その他

本要項に定めがない事項については、本協会定款、倫理綱領、会員規程及び会費等規則等によります。協会の諸規程につきましては、以下のホームページでご確認ください。

☛ <https://www.yurokyo.or.jp/contents/tag/54>